

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
	リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ	
	現在の取組・施策	脆弱性評価
	【鉄道の運行確保】	
	＜鉄道事業者との連携による早期復旧＞ 災害発生時における鉄道の運行確保・早期復旧を図るため、鉄道事業者との間で、列車の重大事故、橋梁の崩落等、大規模な交通障害が発生又は発生するおそれのある場合における連絡体制を構築している。 また、その他の鉄道事業者との間で、緊急時対応のため、運休情報等を含む情報共有を平時から行っている。	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく必要がある。
	【道路施設の防災対策】	
	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ ※再掲 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ ※再掲 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
	＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ ※再掲 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を実施している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
	【基幹的道路交通ネットワークの形成】	
	＜基幹的道路交通ネットワークの形成＞ ※再掲 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を要望している。	被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。
	【代替交通・輸送手段の確保】	
	＜代替交通手段の確保＞ ※再掲 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、鉄道事業者と情報共有を図っている。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、鉄道事業者と情報共有を図る必要がある。
	＜代替輸送手段の確保＞ ※再掲 県では災害発生時における海路による輸送を確保するため、青森港、八戸港、大湊港について耐震強化岸壁を整備しているほか、空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めており、当市においても県と連携しながら代替輸送手段の確保について検討を進める必要がある。	海路、空路の施設を持ち合わせない当市は道路及び鉄道路線閉塞により、陸の孤島となりがねないことから、県と連携しながら、代替輸送手段の確保に取り組む必要がある。
	＜輸送ルートの代替性の確保＞ ※再掲 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、県と情報共有を図りながら、代替輸送ルートの確保を図っている。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、県と連携した取り組みが必要である。

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道の運行確保や代替交通・輸送手段の確保を図るとともに、道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。			
重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく。	市	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	市 県 国	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	市 県	
	市町村管理の農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、維持管理及び、県と連携し事業を進めている。	市 県	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	市	市道管理延長 L=355.400km 農道管理延長 L=65.599km 林道監理延長 L=29.033km
	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を要望する。	国 県 市	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、鉄道事業者と一層の情報共有を図っていく。	市	
	海路、空路の施設を持ち合わせない当市は道路及び鉄道路線閉塞により、陸の孤島となりがねないことから、県と連携しながら、代替輸送手段の確保に取り組む。	市 県	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう県とより一層の情報共有を図っていく。	市	